

ID: 1936

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	特定法人に対する農地等の権利移動の許可
法令名称 根拠条項	構造改革特別区域法 第24条第1項
法令番号	平成14年法律第189号
【根拠条文】 (農地法の特例) 第24条 地方公共団体が、その区域内において、農地等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。)又は採草放牧地をいう。以下この条において同じ。)の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作(同法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。第3号及び第4項において同じ。)の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第3項及び第4項において同じ。)は、当該認定構造改革特別区域計画に定められた別表第14号に掲げる事業の実施主体である当該法人のうち次の各号に掲げる要件の全てを満たしているもの(以下この条及び同表第14号において「特定法人」という。)が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第3条第2項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。 (1) 当該法人が、その農地等の所有権の取得後において第4項の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。 (2) 当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 (3) 当該法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。第4項第4号において同じ。)のうち、1人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 327

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農地利用規約の認定		
法令名 根拠条項	農住組合法 第13条第3項		
法令番号	昭和55年法律第86号		
【根拠条文】 (農地利用規約) 第13条 3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。 4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1897

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	先端設備等導入計画の認定		
法令名 根拠条項	中小企業等経営強化法 第52条第1項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【根拠条文】 (先端設備等導入計画の認定) 第52条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」という。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。 2 2以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該2以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 先端設備等の種類及び導入時期 (2) 先端設備等導入の内容 (3) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法 4 特定市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 (2) 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 5 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1898

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	先端設備等導入計画の変更の認定		
法令名称 根拠条項	中小企業等経営強化法 第53条第1項		
法令番号	平成11年法律第18号		
【根拠条文】 (先端設備等導入計画の変更等) 第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。 2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。 5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 328

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農地等の権利移動の許可
法令名 根拠条項	農地法 第3条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号
【根拠条文】 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限) 第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。 (1) 第46条第1項又は第47条の規定によつて所有権が移転される場合 (2) 削除 (3) 第37条から第40条までの規定によつて農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合 (4) 第41条の規定によつて同条第1項に規定する利用権が設定される場合 (5) これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合 (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)又は市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)による交換分合によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第1項の権利が設定され、又は移転される場合 (8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合 (9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第10項の権利が設定され、又は移転される場合 (9)の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第17条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第4項の権利が設定され、又は移転される場合 (10) 民事調停法(昭和26年法律第222号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (11) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 (12) 遺産の分割、民法(明治29年法律第89号)第768条第2項(同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第958条の2の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合 (13) 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に	

届け出て、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合

(14) 農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第2号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

(14)の2 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施により農地中間管理権又は経営受託権(同法第8条第3項第3号ロに規定する経営受託権をいう。)を取得する場合

(14)の3 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項第2号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

(15) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第19条の規定に基づいてする同法第11条第1項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

(16) その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第1号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第1号、第2号及び第4号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

(1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

(2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

(3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合

(4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者(農地所有適格法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

(5) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。)

(6) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、

農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。 (1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。 (2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 (3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人(次条第1項第3号において「業務執行役員等」という。)のうち、1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間		4週間	
備考			
設定年月日		平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日
			令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1757

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農地の転用の許可
法令名称 根拠条項	農地法 第4条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号
【根拠条文】 (農地の転用の制限) 第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。))の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 次条第1項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合 (2) 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合 (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る農地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供する場合 (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合 (5) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定により作成された活性化計画(同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。)に従つて農地を同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供する場合又は同法第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、若しくは移転された同法第5条第10項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合 (6) 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合 (7) 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域(同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。))をいう。)内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合 (8) その他農林水産省令で定める場合 2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。 3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。 4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき(同項の申請書が同一の事業	

の目的に供するため30アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第3項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

6 第1項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第2項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第1号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

(1) 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集团的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

(3) 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

(4) 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(5) 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

(6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

7 第1項の許可は、条件を付けてすることができる。

- 8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合(第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。
- 9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 10 第4項及び第5項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
- 11 第1項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	3週間		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1758

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可
法令名称 根拠条項	農地法 第5条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号
【根拠条文】 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第4項において同じ。)にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 国又は都道府県等が、前条第1項第2号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合 (2) 農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて同条第1項の権利が設定され、又は移転される場合 (3) 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合 (4) 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第5条第10項の権利が設定され、又は移転される場合 (5) 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合 (6) 前条第1項第7号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合 (7) その他農林水産省令で定める場合 2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合において、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第1号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。 (1) 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合 イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地 ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政	

令で定めるもの(市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2) 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。

(3) 第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

(4) 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(5) 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

(6) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

(7) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

(8) 農地を採草放牧地にするため第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

3 第3条第5項及び第6項並びに前条第2項から第5項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、同条第4項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。

- 4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合(第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第1項の許可があつたものとみなす。
- 5 前条第9項及び第10項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第10項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第4項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするためこれらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	2週間		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 273

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	特定農地貸付けに関する承認		
法令名称 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第3項		
法令番号	平成元年法律第58号		
【根拠条文】 (特定農地貸付けの承認) 第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法 (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 (5) その他農林水産省令で定める事項 3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。 (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。 4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 274

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)
法令名称 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第1項
法令番号	平成元年政令第258号
【根拠条文】 (特定農地貸付けの承認) 第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法 (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 (5) その他農林水産省令で定める事項 3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。 (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。 4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。 (特定農地貸付けの変更等) 第4条 特定農地貸付けについて法第3条第3項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて同条第2項各号に掲げる事項の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第3項において同じ。)の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 172

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	市民農園の開設の認定
法令名称 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第1項
法令番号	平成2年法律第44号
【根拠条文】 (市民農園の開設の認定) 第7条 市民農園区域内又は市街化区域(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域、同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域その他の区域で政令で定めるものを除く。)内において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画(以下「整備運営計画」という。)を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出して、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。 【基準】 根拠条文及び法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定) 第7条 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。 (1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。 (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。 政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準) 第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。 市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照	
標準処理期間	90日

備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 173

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	市民農園整備運営計画の変更の認定
法令名称 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第5項
法令番号	平成2年法律第44号
【根拠条文】 (市民農園の開設の認定) 第7条 5 第1項の認定を受けた者(以下「認定開設者」という。)は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び法第7条第1項(市民農園の開設の認定)と同様に法第7条第3項の規定による。 (市民農園の開設の認定) 第7条 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。 (1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合すること。 (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 (6) その他政令で定める基準に適合すること。 政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準) 第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。 市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号)参照	
標準処理期間	90日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 325

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	施設の配置に関する協定の認可		
法令名称 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【根拠条文】 (協定の締結等) 第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上権又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第18条の11までにおいて「協定」という。)を締結することができる。 【基準】 根拠条文及び第18条の5第1項の規定による。 (協定の認可) 第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。 (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 (3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。 農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月8日)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 326

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	施設の維持運営に関する協定の認定		
法令名称 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の12第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【根拠条文】 (施設の維持運営に関する協定の締結等) 第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。 2 略 3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。 (2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。 (3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 320

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農業経営改善計画の認定
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
【根拠条文】 (農業経営改善計画の認定等) 第12条 第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2～4 略 5 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 【基準】 根拠条文及び省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準) 第14条 法第12条第5項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第4項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者(法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。 (3) その農業経営改善計画に、法第12条第4項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等(法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人である株式会社に限る。)の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。)の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等(農地法	

第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。)を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

- 2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は同項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 321

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農業経営改善計画の変更の認定
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
【根拠条文】 (農業経営改善計画の変更等) 第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第5項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第4項に規定する者(第14条の2において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 前条第5項から第14項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。 【基準】 法第12条第1項(農業経営改善計画の認定)と同様に根拠条文、法第12条第1項及び第5項の規定による。 (農業経営改善計画の認定等) 第12条 第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2～4 略 5 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準) 第14条 法第12条第5項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第4項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。	

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者(法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。))の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。))である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。 (3) その農業経営改善計画に、法第12条第4項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等(法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人である株式会社に限る。))の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。))の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等(農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。))を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。 ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。 2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は同項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。			
標準処理期間		30日	
備考			
設 定 年 月 日		平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日 令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1669

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	青年等就農計画の認定		
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の4第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【根拠条文】 (青年等就農計画の認定) 第14条の4 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第1号において「既に農業経営を開始した青年等」という。)を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 農業経営の開始の時ににおける農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状) (2) 農業経営の開始から相当の期間を経過した時ににおける農業経営に関する目標 (3) 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項 (4) 第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項 (5) その他農林水産省令で定める事項 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1670

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	青年等就農計画の変更の認定		
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【根拠条文】 (青年等就農計画の変更等) 第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 322

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農用地利用規程の認定		
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第23条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【根拠条文】 (農用地利用規程) 第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第6号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。 2 略 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 (1)の2 前項第2号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。 (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 323

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農用地利用規程の変更の認定
法令名称 根拠条文	農業経営基盤強化促進法 第24条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
【根拠条文】 (農用地利用規程の変更等) 第24条 認定団体は、前条第1項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。 2 認定団体は、前項ただし書の場合(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。 3 同意市町村は、認定団体が前条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。 4 前条第3項及び第6項の規定は第1項の規定による変更の認定について、同条第8項の規定は第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出について準用する。 【基準】 法第23条第1項(農用地利用規程の認定)と同様に根拠条文、法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程) 第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第6号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。 2 略 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 (1)の2 前項第2号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。 (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものである	

こと。

- (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日